

**使用貸借 管業 H26-04-ア 《#460》****【問】 正誤をつけよ。**

マンションの管理組合A(以下、本問において「A」という。)は、B会社(以下、本問において「B」という。)との間で、Bが、当該マンションの屋上に広告塔を設置して使用し、その対価として毎月5万円の賃料をAに支払う旨の契約(以下、本問において「本件契約」という。)を締結した。本件契約は、土地や建物内の住戸の使用を目的とするものではなく、建物の一部である屋上部分の使用を目的とするものであるので、使用貸借である。

**【答え】 誤り****《ポイント》 使用貸借**

**使用貸借**は、当事者の一方がある物を引き渡すことを約し、相手方がその受け取った物について**無償で使用及び収益**をして契約が終了したときに返還をすることを約することによって、その効力を生ずる。(民法 593 条)

**《補講》 賃貸借**

**賃貸借**は、当事者の一方がある物の**使用及び収益**を相手方にさせることを約し、相手方がこれに対してその**賃料**を支払うこと及び引渡しを受けた物を契約が終了したときに返還することを約することによって、その効力を生ずる。(民法 601 条)